

報道関係者 各位

令和2年10月23日

【照会先】

人材開発統括官付

技能実習業務指導室

室長 大塚 陽太郎

室長補佐 小路 規与

(代表電話) 03(5253)1111(内線)5879

(直通電話) 03(3595)3395

技能実習計画の認定の取消しを行いました

出入国在留管理庁と厚生労働省は、令和2年10月23日付けで、株式会社f-プランニング、株式会社オーテック、株式会社大迫鉄工所、片岡正義、有限会社キットウ、株式会社シオタ、有限会社ジェイ・シーワイヤリングシステム、末吉工業株式会社、大宝カンパニー株式会社、株式会社高橋組、広容株式会社、有限会社三神製作所、株式会社ミチヨに対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。詳細は、下記のとおりです。

記

<技能実習計画の認定の取消しの内容（詳細は別紙1から別紙13）>

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 株式会社f-プランニング（代表取締役 池田定夫）
 - (2) 株式会社オーテック（代表取締役 太田省司）
 - (3) 株式会社大迫鉄工所（代表取締役 大迫勉）
 - (4) 片岡正義（個人事業主）
 - (5) 有限会社キットウ（代表取締役 伊藤修郎）
 - (6) 株式会社シオタ（代表取締役 中野勇希）
 - (7) 有限会社ジェイ・シーワイヤリングシステム（代表取締役 鈴木君男）
 - (8) 末吉工業株式会社（代表取締役 村田哲夫）
 - (9) 大宝カンパニー株式会社（代表取締役 寺川正雄）
 - (10) 株式会社高橋組（代表取締役 高橋富男、高橋時雄）
 - (11) 広容株式会社（代表取締役 金本英樹）
 - (12) 有限会社三神製作所（代表取締役 松山昭博）
 - (13) 株式会社ミチヨ（代表取締役 堀内美知代）

2 処分等内容

[1 (1)、(2)、(11) に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和2年10月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (3)、(5)、(8) に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号に基づき、令和 2 年 10 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (4)、(9)、(10)、(12) に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号に基づき、令和 2 年 10 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (6) に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に基づき、令和 2 年 10 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (7) に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に基づき、令和 2 年 10 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (13) に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づき、令和 2 年 10 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 別紙 1 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社 f-プランニング)
- 別紙 2 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社オーテック)
- 別紙 3 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社大迫鉄工所)
- 別紙 4 技能実習計画の認定の取消しの内容 (片岡正義)
- 別紙 5 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社キットウ)
- 別紙 6 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社シオタ)
- 別紙 7 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社ジェイ・シーワイヤリングシステム)
- 別紙 8 技能実習計画の認定の取消しの内容 (末吉工業株式会社)
- 別紙 9 技能実習計画の認定の取消しの内容 (大宝カンパニー株式会社)
- 別紙 10 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社高橋組)
- 別紙 11 技能実習計画の認定の取消しの内容 (広容株式会社)
- 別紙 12 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社三神製作所)
- 別紙 13 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社ミチヨ)
- 別紙 14 参照条文